

# ◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (07/9月号) (第38号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp  
下関市長府金屋町4-21 電話45-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

## 10/1 以降の自己都合退職者の取扱い変更について

10月1日以降の自己都合退職者の取扱いが変更されます。勤続期間が1年以上であれば混乱はないと思われていますが、以下に該当する離職者は留意する必要があります。

**\* 離職理由が『自己都合退職』で、かつ『被保険者期間が6ヶ月以上12ヶ月未満』の者**

上記の者は従来であれば、6ヶ月以上の期間を有するので、失業保険の受給資格が発生していましたが、10月1日以降は受給資格が発生しません。ただし、解雇等の『会社都合』により離職する者は、10月1日以降であっても従来通り6ヶ月以上の期間があれば受給資格が発生します。

改正前		改正後
離職理由に拘わらず、離職の日以前、被保険者期間が通算して6ヶ月上であること	➡	①解雇等の離職で従来通り6ヶ月以上 ②自己都合等では12ヶ月以上

## 外国人労働者の届出が必要になります (H19.10.1~)

10月から改正雇用対策法が施行され、外国人労働者の届出が強化(罰金刑等の措置)されます。これまでは、年に1度、6月の届出となっていましたが、10月以降は、原則として、外国人労働者が入退社する都度、行う必要があります。届出に関しては、雇用保険の加入有無や雇用期間の長短に関わらず、特別永住者を除く外国人を雇用する場合すべてに必要となっており、更に平成19年10月1日時点で雇用している外国人も対象となっています。その概要を簡単に触れてみました。

### (1) 雇用保険の被保険者に該当する外国人

届出方法	雇用保険の被保険者資格の取得届または喪失届の備考欄に、在留資格、在留期限、国籍等を記載
提出期限	雇入れの場合は翌月10日までに、離職の場合は翌日から起算して10日以内

### (2) 雇用保険の被保険者に該当しない外国人

届出方法	別途定める届出様式に、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍等を記載
提出期限	雇入れ、離職の場合ともに翌月末日まで

### (3) 平成19年10月1日時点で現に雇い入れている外国人

届出方法	別途定める届出様式に、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍等を記載
提出期限	平成20年10月1日※それまでに離職した場合は、前記(1)または(2)により届出

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

FAX番号45-7166 不要 貴社名 \_\_\_\_\_